

<監査法人の組織的な運営に関する原則>

当監査法人の経営体制について

当監査法人は、社員及び非常勤を含む職員を併せて約50名の規模であることから、理事長が、社員及び職員全体を統括しています。

「公認会計士としての使命感・責任感を保持し、質の高い監査業務の遂行により社会に貢献する。」を経営理念とし、行動指針を次のとおり定めています。

1. 監査品質管理の向上に努める。
2. 自己研鑽による監査技術の向上に努める。
3. 職業倫理観を保持する。
4. 法令を遵守し、社会の規範となる。

いずれも、公認会計士として当然に求められる資質であり、また、公認会計士であれば当然に理解していることではありますが、理事長は、監査の品質を重視する姿勢を明確にするため、月1回開催する社員会においてメッセージを発し、各業務執行社員から監査チームのメンバーに伝達することで、当該姿勢の浸透を図っています。

社員会は、代表社員4名、社員6名の合計10名で構成されており、最高経営責任者である理事長と品質管理担当責任者を中心として、各社員がそれぞれの担当をもって組織運営を行っています。社員会は月1回の開催ですが、社員の人数が少ないことから、各社員は日常的にコミュニケーションをとることができ、活発に意見交換を行っています。

また社員は、全員が監査業務の責任者であるため、監査チームのメンバーの意見をよく聴くことにより、職員の士気を高め、その能力を十分に発揮させるための環境整備に配慮しています。さらに社員会では、情報セキュリティを考慮したうえで、効率的で実効性のある監査が実施できるように、どのようなツールを利用するのが良いか等の課題を把握し、その対応を常に検討しています。

当監査法人は、社員会を中心とした組織運営を行っていることから、その監督・評価の役割を担っていただくため、外部の公認会計士1名に社員会への参加をお願いしています。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人の職員は、監査業務の社会的責任を十分に認識し、監査業務の遂行にあたって常に監査の品質を重視しています。1982年12月の設立以来、この姿勢は40年以上にわたって変わっていません。

今後も、社員及び職員相互のコミュニケーションを良くし、風通しの良い風土を醸成することにより、監査の品質を高め、経済社会・資本市場の健全な発展に資することができると考えています。

指針

1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

(当監査法人の取組み)

最高経営責任者である理事長は、月1回開催する社員会において、監査の品質管理を重視するトップとしてのメッセージを発しており、各社員は、自らが担当する監査業務における監査チームのメンバーに伝達しています。また、品質管理担当責任者からも、社員会において、品質管理上重要な事項について情報提供されており、各社員は、監査チームのメンバーに伝達しています。

1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、「経営理念」と「行動指針」を次のとおり定めています。

「経営理念」

公認会計士としての使命感・責任感を保持し、質の高い監査業務の遂行により社会に貢献する。

「行動指針」

1. 監査品質管理の向上に努める。
2. 自己研鑽による監査技術の向上に努める。
3. 職業倫理観を保持する。
4. 法令を遵守し、社会の規範となる。

1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者であるため、監査チームのメンバーの意見をよく聴くことにより、監査チームのメンバーが判断しかねている事項等について、速やかに対応することで、監査業務を遂行する上でのストレスが少なくなるように配慮しています。また、関与先の状況に応じて、関与先とのコミュニケーションを取りやすくする、通信環境を良くする等、監査業務を遂行しやすい環境を整備するようにも配慮しています。

さらに、教育研修にも力を入れることにより、各構成員の向上心を満たし、スキルアップできるよう留意しています。

報酬については、社員及び常勤職員の場合、業務遂行状況に応じて昇給することにより、監査の品質を高めることへの動機づけになるよう配慮しております。非常勤職員についても、報酬引き上げの動機づけはありますが、業務の依頼日数を増やすことで、監査の品質を高めることへの動機づけになるよう配慮しています。

1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

(当監査法人の取組み)

社員は、社員会における議決権を均等に有していることから、当監査法人の運営及び監査の品質管理について自由に意見を述べることができます。また、各社員が担当している監査業務における課題、懸案等についても、社員会で議論するほか、日常的に理事長、審査担当、品質管理担当責任者と協議することができます。

また、当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者であるため、社員会で品質管理担当責任者から情報提供された品質管理上の重要事項については、監査チームのメンバーに日常的に伝達しています。さらに、これらの伝達事項に関して、監査チームのメンバーとディスカッションすることにより、監査チームのメンバーの有用な意見は社員会にフィードバックしています。

1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、監査業務に係る報酬が法人全体の収入の97%を占めており、非監査証明業務の割合は僅かですが、非監査証明業務の受嘱について消極的ということではありません。依頼があれば、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討したうえで受嘱する方針です。

また当監査法人では、社員及び常勤職員について、個人での税務業務と非監査証明業務の受嘱を認めています。ただし、非監査証明業務については、社員会における承認または報告を条件としています。これらの業務は、社員及び常勤職員の知見と経験を高めること、監査業務以外の収入を得ることで財政的基盤が強固となり、経済的な理由が監査意見に影響するリスクを小さくすることができるという考え方によるものです。

独立性については、「独立性チェックリスト」を利用した定期的な年2回のチェックのほか、社員については毎月の社員会において、常勤職員については定時社員会開催時点において独立性の問題の有無を確認しています。

【組織体制】

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

（当監査法人の取組み）

当監査法人は、社員が10名と小規模であることから、社員会を中心として経営管理を行うことで、実効的な経営を行っています。

指針

2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

（当監査法人の取組み）

当監査法人は、社員10名で構成する「社員会」を実効的な経営（マネジメント）機関としています。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

（当監査法人の取組み）

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、業務執行社員だけで判断することなく、審査担当、品質管理担当責任者も交えて検討しています。また、社員会での検討を要すると判断される場合には、社員会の議題とする

ことで監査意見の適正性を確保しています。

- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備（当監査法人の取組み）

当監査法人では、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析に基づいて監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するために、会社代表者との面談を重視しています。経験豊富な業務執行社員が、経済環境及び事業環境、今後の見通し及び課題に関する経営者の見解を聴取することにより、一般的な見解と異なる部分がないかどうかにつき十分に留意しています。このような代表者との面談は、定期的なものだけでなく、必要に応じて実施するよう各業務執行社員は留意しており、被監査会社の理解を得ています。

また、監査チームにおいても、被監査会社の経理担当者とのコミュニケーションを重視しており、被監査会社の責任者の見解を確かめる必要がある場合には、いつでも、経理部長等と面談できる環境にあります。

なお被監査会社には、何か課題がある場合には事前に相談して欲しい旨を伝えており、被監査会社の理解を得ております。

- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備（当監査法人の取組み）

当監査法人の監査業務に従事するメンバーは、いずれも経験豊富でスキルの高い公認会計士等ですが、その士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために次のような体制を整備しています。

- ① 当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者であるため、監査チームのメンバーの意見をよく聴くことにより、監査チームのメンバーが判断しかねている事項等について、速やかに対応することで、監査業務を遂行する上でのストレスが少なくなるように配慮しています。また、関与先の状況に応じて、関与先とのコミュニケーションを取りやすくする、通信環境を良くする等、監査業務を遂行しやすい環境を整備するようにも配慮しています。
- ② 常勤職員については、業務遂行状況に応じて昇給をすることにより、監査の品質を高めることへの動機づけになるよう配慮しております。非常勤職員についても、報酬引き上げの動機づけはありますが、業務の依頼日数を増やすことで、監査の品質を高めることへの動機づけになるよう配慮しております。

- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテ

テクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、代表社員の一人を「IT・情報セキュリティ担当」として指名し、IT基盤の実装化に取り組んでおります。当監査法人には、システム監査技術者の資格を持つ社員のほか、SE経験のあるシステム監査技術者が常勤職員として在籍しており、IT知識の豊富な非常勤職員もいます。これらのメンバーを中心として、電子調書利用のメリット・デメリット、効果的な情報セキュリティ体制の構築等、当監査法人が直面する課題について、社員会の議題として検討し整備しています。

2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、1982年12月の設立以来、40年以上にわたり監査業務を中心とした運営を続けております。理事長は、1993年8月に代表社員に就任しており、30年以上にわたり監査実務及び当監査法人の経営に従事しています。他の代表社員も監査実務に精通しているだけでなく、経営管理面の能力も評価されて就任しています。今後も当監査法人の代表社員は、経営管理面の能力を評価したうえで社員の中から選任されます。

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は社員が10名と小規模であり、社員会を中心とした経営管理を行っていることから、社員相互が経営機能の実効性を監督・評価する立場にあります。しかしながら、全ての社員が監査業務に従事しているため、客観的な立場で経営機能の実効性を監督・評価できるとは限りません。このため、当監査法人では、独立性を有する第三者であり、監査業務についても経験豊富な公認会計士に「社員会」への参加を依頼しています。

指針

3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援す

る機能を確保すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人の経営機関である「社員会」に対する監督・評価機関として、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士が「社員会」に参加することとしています。石久保善之公認会計士には、「社員会」の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援することが求められております。

3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、独立性を有する第三者である公認会計士に「社員会」への参加を求めており、当該公認会計士の知見を活用するようにしています。当該公認会計士には、監査業務とは独立した立場から、社員会の運営が適切に行われているかどうかを監督・評価するほか、監査法人の内部の構成員だけでは気づきにくい事項等について大所高所からの忌憚のない意見を頂くことを期待しています。

なお、独立性を有する第三者の独立性については当監査法人としては以下のように定義しています。

- ①選任時点で当監査法人及び当監査法人の関与先と一切の関係がない者
- ②過去において当監査法人の社員及び常勤職員の地位になかった者
- ③当監査法人の関与先の役職員の地位に5年超ない者
- ④当監査法人と非常勤職員等としての業務の実施が過去5年超ない者

上記条件に該当する独立性を有する第三者として、石久保善之公認会計士を選任しております。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が関与しています。

- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が関与しています。

- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が関与しています。

- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が関与しています。

- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が関与しています。

- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

(当監査法人の取組み)

独立性を有する第三者である公認会計士が直接関与することはありませんが、各業務執行社員からの社員会における報告に基づき、間接的に関与しています。

また社員会以外の場でも、各業務執行社員とのコミュニケーションをとることができるため、会社代表者及び監査役等との面談の状況や株主総会における株主質問の内容等を報りうる立場にあります。

3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、独立性を有する第三者である公認会計士に対し、社員会においては社員と同様の情報を提供しており、社員会以外の場でも、当該公認会計士の求めに応じて必要な情報を提供するよう配慮しています。

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、社員及び非常勤を含む職員を併せて約50名の規模であり、社員10名は、全員が監査業務の責任者であることから、社員及び職員相互のコミュニケーションも良く、風通しの良い風土が醸成されています。社員は、監査チームのメンバーの意見をよく聴くことにより、職員の士気を高め、その能力を十分に発揮させるための環境整備に配慮しています。さらに、評価についても、偏りのない評価ができるような制度を設けております。また当監査法人は、被監査会社との意見交換や議論について、会社代表者及び監査役等との面談を重視しています。

指針

4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者であるため、社員会で品質管理担当責任者から情報提供された品質管理上の重要事項については、監査チームのメンバーに日常的に伝達しています。さらに、これらの伝達事項に関して、監査チームのメンバーとディスカッションすることにより、監査チームのメンバーの有用な意見は社員会にフィードバックしています。

また理事長は、各社員に対し、監査チームのメンバーの監査の品質向上に関する意見及び監査業務を遂行する上での環境改善に関する意見等を積極的に聴取し、社員会に報告することを求めています。

4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

(当監査法人の取組み)

社員の報酬について、理事長は、監査業務の遂行状況の評価、経営管理面での貢献度等を勘案した人事考課により決定しています。監査業務の遂行状況の評価には、職業的懐疑心を適正に発揮したかも当然に含んでおります。常勤職員の報酬についても理事長が決定しますが、その際には、品質管理担当責任者及び各社員の人事考課を考慮して、監査業務の遂行状況の評価をしています。監査業務の遂行状況の評価には、職業的懐疑心を適正に

発揮したかも当然に含んでおります。

非常勤職員については、毎年、業務支援契約を締結するため、その都度1日当たりの報酬が双方の合意のもとに決定されます。その際には、品質管理担当責任者及び各社員の意見に基づき、監査業務の遂行状況を評価しています。監査業務の遂行状況の評価には、職業的懐疑心を適正に発揮したかも当然に含んでおります。非常勤職員についても、報酬引き上げの動機づけはありますが、業務の依頼日数を増やすことで、監査の品質を高めることへの動機づけになるよう配慮しています。

また当監査法人では、教育研修に力を入れることにより、各構成員の向上心を満たし、監査業務遂行への士気が高まるように配慮しています。

4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

(当監査法人の取組み)

当監査法人では監査部門が単一であり、監査チームは各業務執行社員がメンバーの経験、スキル、得意分野等を考慮して組成しており、その際には、職業的懐疑心を適切に発揮できるようなバランスのとれた構成となるよう十分に配慮しています。

- ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、事業会社等への出向の機会はありませんが、非監査証明業務については、依頼があれば、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討したうえで受嘱する方針です。

また、当監査法人では、社員及び常勤職員について、個人での税務業務と非監査証明業務の受嘱を認めています。ただし、非監査証明業務については、社員会における承認または報告を条件としています。これらの業務は、社員及び常勤職員の知見と経験を高めること、監査業務以外の収入を得ることで財政的基盤が強固となり、経済的な理由が監査意見に影響するリスクを小さくすることができるという考え方によるものです。

- ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、外国の公認会計士資格を有する職員、金融機関監査の経験が豊富な職員、IT関係に詳しい職員等の能力を適正に評価して監査チームを組成しています。

また、IT関係に詳しい社員については、「IT・情報セキュリティ担当」として社員会

で選任しています。

- ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、教育研修に力を入れることにより、各構成員の向上心を満たし、スキルアップできるよう配慮しています。教育研修については、法人内部または外部の講師による当監査法人主催の研修会を開催するほか、民間の教育研修団体に加入することで、より有用な研修を受講できるようにしています。

4-4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析に基づいて監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するために、会社代表者及び監査役等との面談を重視しています。経験豊富な業務執行社員が、経済環境及び事業環境、今後の見通し及び課題に関する経営者等の見解を聴取することにより、一般的な見解と異なる部分がないかどうかにつき十分に留意しています。このような代表者等との面談は、定期的なものだけでなく、必要に応じて実施するよう各業務執行社員は留意しており、被監査会社の理解を得ています。

また、監査チームにおいても、被監査会社の経理担当者とのコミュニケーションを重視しており、被監査会社の責任者の見解を確かめる必要がある場合には、いつでも、経理部長等と面談できる環境にあります。

なお被監査会社には、何か課題がある場合には事前に相談して欲しい旨を伝えており、被監査会社の理解を得ております。

4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

(当監査法人の取組み)

内部及び外部からの通報に関する方針や手続は、「通報窓口取扱規程」に定めています。当該規程には、通報書面及びメールの取扱い手順が定められているほか、通報者の保護に関する規定が設けられており、通報者の保護を怠った者に対して、社員会の決議に従い、処分を課すことができる旨を定めております。

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人の組織的な運営に関する原則の適用の状況や、監査の品質向上に向けた取組みに関しては、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成しており、今後、当監査法人のホームページ上で開示してまいります。

また、内外の評価の活用については、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」による情報開示への批判、評価をもとに対応してまいります。

指針

5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

(当監査法人の取組み)

「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みについては、当監査法人のホームページにおいて「当監査法人の実効的な組織運営に関する取組」として開示してまいります。

5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢

(当監査法人の取組み)

当監査法人のホームページ上「理事長挨拶」において、トップの姿勢を示しています。

- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、「経営理念」と「行動指針」を次のとおり定めています。

「経営理念」

公認会計士としての使命感・責任感を保持し、質の高い監査業務の遂行により社会に貢献する。

「行動指針」

1. 監査品質管理の向上に努める。

2. 自己研鑽による監査技術の向上に努める。
3. 職業倫理観を保持する。
4. 法令を遵守し、社会の規範となる。

- ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報

（当監査法人の取組み）

当監査法人は、1982年12月の設立以来、40年以上にわたり監査業務を中心とした運営を続けております。このため、監査業務に係る報酬が法人全体の収入の97%を占めており、非監査証明業務の割合は僅かですが、非監査証明業務の受嘱について消極的ということではなく、依頼があれば、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討したうえで受嘱する方針です。

中長期的にも、いたずらに規模の拡大を求めることなく、既存の関与先について質の高い監査業務を提供することが経営理念に基づく基本方針となります。ただ、新規の監査契約を締結することは、監査法人としての社会的責任を果たすことであり、監査法人の存続のためにも必要な経営課題であると考えています。

当監査法人は小規模であるため、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による直接的な評価を受ける機会は殆どなく、既存の関与先における監査業務の遂行状況により間接的に評価されていると考えています。このため、当監査法人のホームページ上で、監査の品質管理に対する姿勢、品質管理の原則とその運用状況を継続的に開示していくことが、資本市場の参加者等による評価に資する情報の提供になると考えています。

- ・ 監査法人における品質管理システムの状況

（当監査法人の取組み）

原則1から4の指針に対する当監査法人の取組みに記載しています。

- ・ 経営機関等の構成や役割

（当監査法人の取組み）

当監査法人は、社員10名で構成する「社員会」を実効的な経営（マネジメント）機関としています。

- ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方

（当監査法人の取組み）

当監査法人の経営機関である「社員会」に対する監督・評価機関として、独立性を有す

る第三者である公認会計士が「社員会」に参加することとしています。当該公認会計士は、当監査法人の監査業務には全く関与していませんが、監査実務経験が豊富であるだけでなく、監査法人の運営に関する知見もあることから選任しています。監査業務とは独立した立場で、社員会の運営が適切に行われているかどうかを監督・評価するほか、監査法人の内部の構成員だけでは気づきにくい事項等について大所高所からの忌憚のない意見を頂くことを期待しています。

- ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応

（当監査法人の取組み）

当監査法人では、監査業務に係る報酬が法人全体の収入の97%を占めており、非監査証明業務の割合は僅かですが、非監査証明業務の受嘱について消極的ということではなく、依頼があれば、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討したうえで受嘱する方針です。

独立性については、「独立性チェックリスト」を利用した定期的な年2回のチェックのほか、社員については毎月の社員会において、常勤職員については定時社員会開催時点において、独立性の問題の有無を確認しています。

- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）

（当監査法人の取組み）

当監査法人では、代表社員の一人を「IT・情報セキュリティ担当」として指名し、IT基盤の実装化に取り組んでおります。当監査法人には、システム監査技術者の資格を持つ社員のほか、SE経験のあるシステム監査技術者が常勤職員として在籍しており、IT知識の豊富な非常勤職員もいます。これらのメンバーを中心として、電子調書利用のメリット・デメリット、効果的な情報セキュリティ体制の構築等、当監査法人が直面する課題について、社員会の議題として検討し整備しています。

- ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針

（当監査法人の取組み）

当監査法人では、外国の公認会計士資格を有する職員、金融機関監査の経験が豊富な職員、IT関係に詳しい職員等の能力を適正に評価して監査チームを構成しています。

また、当監査法人では、教育研修に力を入れることにより、各構成員の向上心を満たし、

スキルアップできるよう配慮しています。教育研修については、法人内部または外部の講師による当監査法人主催の研修会を開催するほか、民間の教育研修団体に加入することで、より有用な研修を受講できるようにしています。

- ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
(当監査法人の取組み)

当監査法人では、過去10年以上にわたり、特定の関与先からの報酬が法人全体の収入の15%を超えることはありませんでした。これは、新規監査契約の受嘱にあたり監査報酬の割合も考慮していることと、社員について個人での税務業務と非監査証明業務の受嘱を認めることで、監査業務以外の収入を得て財政的基盤を多様化するよう配慮していることによります。

- ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
(当監査法人の取組み)

当監査法人では、海外子会社に重要性が認められる場合には、直接往査することを原則としています。但し、対象国の治安状況等により直接の往査が困難な場合には、関与先に対し現地監査事務所との監査契約締結を依頼し、必要に応じてインストラクションを利用することで、十分な監査証拠の入手に留意しています。

- ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価
(当監査法人の取組み)

当監査法人の「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みについては、ホームページにおいて「当監査法人の実効的な組織運営に関する取組」として記載しています。

5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人では、会社代表者及び監査役等との面談を重視しています。特に、面談の最後には、当監査法人への要望等の有無を確かめています。このような代表者等との面談は、定期的なものだけでなく、必要に応じて実施するよう各業務執行社員は留意しており、被監査会社の理解を得ています。

また、監査チームにおいても、被監査会社の経理担当者とのコミュニケーションを重視しており、被監査会社の責任者の見解を確かめる必要がある場合には、いつでも、経理部

長等と面談できる環境にあります。

なお被監査会社には、何か課題がある場合には事前に相談して欲しい旨を伝えており、被監査会社の理解を得ております。

株主、その他の資本市場の参加者等とは、直接に意見交換をする機会はありませんが、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについては、当監査法人のホームページ上で、積極的に発信していきたいと考えています。

なお、独立性を有する第三者である公認会計士も、株主、その他の資本市場の参加者等と直接に意見交換をする機会はありませんが、可能な限り、その知見を活用したいと考えています。

5－4．監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人における「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みについては、定期的に評価してまいります。

5－5．監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換に努め、そこから得た有益な情報や本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用してまいります。